

発行者情報

- 【表紙】
- 【公表書類】 発行者情報
- 【公表日】 平成28年12月27日
- 【発行者の名称】 コンピュータマインド株式会社
(Computer Mind Co., Ltd.)
- 【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 竹内 次郎
- 【本店の所在の場所】 神奈川県川崎市宮前区宮崎二丁目10番9号
- 【電話番号】 (044)856-9922 (代表)
- 【事務連絡者氏名】 取締役 東 時生
- 【担当 J-Adviser の名称】 フィリップ証券株式会社
- 【担当 J-Adviser の代表者の役職氏名】 代表取締役 下山 均
- 【担当 J-Adviser の本店の所在の場所】 東京都中央区日本橋兜町4番2号
- 【電話番号】 (03)3666-2101
- 【取引所金融商品市場等に関する事項】 東京証券取引所 TOKYO PRO Market
なお、振替機関の名称及び住所は下記のとおりです。
名称：株式会社証券保管振替機構
住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号
コンピュータマインド株式会社
<http://www.cmind.co.jp/>
株式会社東京証券取引所
<http://www.jpx.co.jp/>
- 【公表されるホームページのアドレス】
- 【投資者に対する注意事項】
- 1 TOKYO PRO Marketは、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Marketの上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、第一部 第3【事業の状況】 4【事業等のリスク】において公表された情報を慎重に検討する必要があります。
 - 2 発行者情報を公表した発行者のその公表の時における役員（金融商品取引法（以下「法」という。））、第21条第1項第1号に規定する役員（取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者をいう。）は、発行者情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知らなかったことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。
 - 3 TOKYO PRO Marketにおける取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO Marketにおいては、J-Adviserが重要な役割を担います。TOKYO PRO Marketの上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例（以下「特例」という。）に従って、各上場会社のために行動する

J-Adviserを選任する必要があります。J-Adviserの役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲げられるTOKYO PRO Marketに係る諸規則に留意する必要があります。

- 4 東京証券取引所は、発行者情報の内容（発行者情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません。）について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

第一部【企業情報】

第1【本国における法制等の概要】

該当事項はありません。

第2【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次		第40期中 (連結)	第38期 (単体)	第39期 (単体)
決算年月		平成29年 3月	平成27年 3月	平成28年 3月
売上高	(千円)	118,265	404,911	472,118
経常利益又は経常損失(△)	(千円)	△28,394	19,826	△11,490
親会社株主に帰属する中間純損失(△) 又は当期純利益又は純損失(△)	(千円)	△24,440	12,951	△10,066
中間包括利益又は包括利益	(千円)	△24,440	—	—
資本金	(千円)	35,000	30,590	35,000
発行済株式総数	(株)	450,000	435,300	450,000
純資産額	(千円)	122,851	160,191	150,891
総資産額	(千円)	370,891	278,675	312,501
1株当たり純資産額	(円)	273.00	368.00	335.31
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額)	(円)	— (—)	18.50 (—)	8.00 (—)
1株当たり中間(当期)純利益又は 1株当たり中間(当期)純損失(△)	(円)	△54.31	29.75	△22.76
潜在株式調整後1株当たり中間(当 期)純利益	(円)	—	—	—
自己資本比率	(%)	33.1	57.4	48.2
自己資本利益率	(%)	△19.8	8.3	△6.6
株価収益率	(倍)	—	—	—
配当性向	(%)	—	62.2	—
営業活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	66,095	△13,662	△77,273
投資活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	△152,453	△2,972	△7,256
財務活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	67,221	13,973	74,500
現金及び現金同等物の中間期末(期 末)残高	(千円)	116,010	145,178	135,148
従業員数 (外、平均臨時雇用者数)	(人)	22 (20)	23 (22)	22 (19)

(注) 1. 当社は第40期中間期より連結財務諸表を作成しているため、それ以前については作成していません。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
3. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社が存在しないため記載しておりません。
4. 第39期以前における株価収益率については、当社株式が非上場であるため記載しておりません。
5. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は、期中の平均人員を（ ）外数で記載しております。

2【事業の内容】

当中間連結会計期間において、当社グループが営んでいる事業の内容に重要な変更はありませんが、平成28年5月に当社子会社としてコンピュータマインドエナジー1(株)を設立し、再生可能エネルギー活用事業の新たな事業領域として、太陽光エネルギーによる発電・売電業務に取り組んでおります。

3【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 (千円)	主な事業の内容	議決権の所有 割合 (%)	関係内容
(連結子会社) コンピュータマインドエナジー1(株)	沖縄県那覇市	10	再生可能エネルギー 事業	100.0	役員の兼任1名

4【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成28年9月30日現在

セグメントの名称	従業員数 (名)
I T 関連事業	
システム開発事業	10 (0)
運用支援事業	6 (1)
日本語資源開発事業	2 (10)
その他	1 (7)
再生可能エネルギー活用事業	1 (1)
全社 (共通)	2 (1)
合計	22 (20)

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は、最近1年間の平均人員を () 外数で記載しております。

(2) 提出会社の状況

平成 28 年 9 月 30 日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
22 (20)	38.2	11.3	4,792

セグメントの名称	従業員数 (名)
I T 関連事業	
システム開発事業	10 (0)
運用支援事業	6 (1)
日本語資源開発事業	2 (10)
その他	1 (7)
再生可能エネルギー活用事業	1 (1)
全社 (共通)	2 (1)
合計	22 (20)

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は、最近 1 年間の平均人員を () 外数で記載しております。
2. 平均年間給与は、基準外賃金を含んでおります。

(3) 労働組合の状況

労働組合は結成されておきませんが、労使関係は円満に推移しております。

第3【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1) 業績

当中間連結会計期間におけるわが国経済は、大手企業をはじめとして収益水準が高く、雇用及び所得環境も緩やかな回復基調にあるものの、個人消費については弱含みが続き厳しい状況が見受けられます。また、アジア各国の景気減退や、英国の欧州連合離脱等、国際経済環境も不透明な状況が継続しております。

このような経営環境下において、IT関連事業につきましては、案件の受注遅れが発生したことに加え効果的な営業活動が行えなかったこと等により、案件の確保に苦戦する状況が続きました。また、再生可能エネルギー活用事業につきましては、計画どおりに受注プロジェクトは進捗しているものの、収益計上は下期以降となることから、売上高への直接的な貢献はありませんでした。

これらの結果、当中間連結会計期間における業績につきましては、売上高 118,265 千円、営業損失 28,112 千円、経常損失 28,394 千円、親会社株主に帰属する中間純損失 24,440 千円となりました。

なお、平成 29 年 3 月期中間期より中間連結財務諸表を作成しているため、前年中間期との比較分析は、行っておりません。

(2) キャッシュ・フローの状況

当中間連結会計期間末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）の残高は 116,010 千円となりました。各キャッシュ・フローの状況とその主な要因は以下のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動によるキャッシュ・フローは、税金等調整前中間純損失 28,394 千円、前渡金の増加 14,496 千円等の資金減少要因があったものの、売上債権の減少 99,714 千円、前受金の増加 23,496 千円等の資金増加要因により、66,095 千円の資金増加となりました。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動によるキャッシュ・フローは、有形固定資産の取得による支出 120,766 千円、土地の取得による支出 30,000 千円等の資金減少要因により、152,453 千円の資金減少となりました。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動によるキャッシュ・フローは、短期借入金の返済による支出 85,000 千円、配当金の支払額 3,600 千円の資金減少要因があったものの、長期借入金による収入 155,821 千円の資金増加要因により、67,221 千円の資金増加となりました。

2【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

該当事項はありません。

(2) 受注状況

当中間連結会計期間における受注実績をセグメントごとに示すと、次のとおりとなります。

セグメントの名称	受注高		受注残高	
	金額 (千円)	前年同期比 (%)	金額 (千円)	前年同期比 (%)
I T関連事業				
システム開発事業	64,563	—	—	—
運用支援事業	36,179	—	—	—
日本語資源開発事業	10,972	—	—	—
その他事業	—	—	—	—
小計	111,715	—	—	—
再生可能エネルギー活用事業	—	—	108,777	—
合計	111,715	—	108,777	—

(注) 1. 上記金額には消費税等は含まれておりません。

2. その他事業は、受注の形態をとらないため、該当事項はありません。

3. 当中間連結会計年度より中間連結財務諸表を作成しているため、前年中間期との比較分析は行っておりません。

(3) 販売実績

当中間連結会計期間における販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりとなります。

セグメントの名称	販売高 (千円)	前年同期比 (%)
I T関連事業		
システム開発事業	64,563	—
運用支援事業	36,179	—
日本語資源開発事業	10,972	—
その他事業	6,549	—
小計	118,265	—
再生可能エネルギー活用事業	—	—
合計	118,265	—

(注) 1. 上記金額には消費税等は含まれておりません。

2. 当中間連結会計年度より中間連結財務諸表を作成しているため、前年中間期との比較分析は行っておりません。

3. 当中間連結会計期間の主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	当中間連結会計期間 (自 平成28年 4月 1日 至 平成28年 9月 30日)	
	金額 (千円)	割合 (%)
NEC ソリューションイノベータ(株)	75,052	63.4
日本電気(株)	18,871	15.9

4. 上記金額には消費税等は含まれておりません。

3 【対処すべき課題】

当中間連結会計期間において、当社が対処すべき課題に重要な変更はありません。

4 【事業等のリスク】

当中間連結会計期間において、新たに発生した事業等のリスクには以下のものがあります。なお、前事業年度の発行者情報に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

(1) J-Adviser との契約について

当社は、(株)東京証券取引所が運営を行なっております証券市場 TOKYO PRO Market に上場しております。

当社ではフィリップ証券(株)を平成27年3月30日の取締役会において、担当 J-Adviser に指定する事を決議し、平成27年3月31日にフィリップ証券(株)との間で、担当 J-Adviser 契約書(以下「当該契約」という。)を締結しております。当該契約は、TOKYO PRO Market における当社株式の新規上場及び上場維持の前提となる契約であり、当該契約を解除し、かつ、他の担当 J-Adviser を確保できない場合、当社株式は TOKYO PRO Market から上場廃止となります。当該契約における契約解除に関する条項及び契約解除に係る事前催告に関する事項は以下のとおりです。

なお、本発行者情報の公表日現在において、当該契約の解除条項に該当する事象は生じておりません。

<J-Adviser 契約解除に関する条項> (当該契約より一部抜粋)

当社(以下「甲」という。)が次のいずれかに該当する場合には、フィリップ証券(株)(以下「乙」という。)は J-Adviser 契約(以下「本契約」という。)を即日無催告解除することができる。

① 債務超過

甲がその事業年度の末日に債務超過の状態である場合において、1年以内に債務超過の状態から脱却しえなかったとき、すなわち債務超過の状態となった事業年度の末日の翌日から起算して1年を経過する日(当該1年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日)までの期間(以下この項において「猶予期間」という。)において債務超過の状態から脱却しえなかった場合。但し、甲が法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、当該1年を経過した日から起算して1年以内に債務超過の状態から脱却することを計画している場合(乙が適当と認める場合に限る。)には、2年以内(審査対象事業年度の末日の翌日から起算して2年を経過する日(猶予期間の最終日の翌日から起算して1年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日後最初に到来する事業年度の末日)までの期間内)に債務超過の状態から脱却しえなかったとき。

なお、乙が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、猶予期間の最終日の属する連結会計年度(甲が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度)に係る決算の内容を開示するまでの間において、再建計画(本号但し書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための計画を含む。)を公表している甲を対象とし、甲が提出する当該再建計画並びに次の a 及び b に定める書類に基づき行う。

a 次の(a)又は(b)の場合の区分に従い、当該(a)又は(b)に規定する書面

(a) 法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合

当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面

(b) 私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合

当該再建計画が、当該ガイドラインにしたがって成立したものであることについて債権者が記載した書面

b 本号但し書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための計画の前提となった重要な事項等が、公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

② 銀行取引の停止

甲が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合又は停止されることが確実となった旨の報告を書面で受けた場合

③ 破産手続、再生手続又は更生手続

甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合(甲が、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合)又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次の a から c までに掲げる場合その他甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったと乙が認めた場合をいうものとし、当該 a から c までに掲げる場合には当該 a から c までに定める日に本号前段に該当するものとして取り扱う。

a 甲が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるときなどで再建を目的としない法律に基づかない整理を行う場合

甲から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日

b 甲が、債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあることなどにより事業活動の継続について困難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、事業の全部若しくは大部分の譲渡又は解散について株主総会又は普通出資者総会に付議することを取締役会の決議を行った場合、甲から当該事業の譲渡又は解散に関する取締役会の決議についての書面による報告を受けた日(事業の大部分の譲渡の場合には、当該事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であると乙が認めた日)

c 甲が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済に関する合意を当該債権者又は第三者と行った場合(当該債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額が直前事業年度の末日における債務の総額の 100 分の 10 に相当する額以上である場合に限る。)

甲から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日

④ 前号に該当することとなった場合においても、以下に定める再建計画の開示を行った場合には、原則として本契約の解除は行わないものとする。

再建計画とは次の a ないし c の全てに該当するものをいう。

a 次の(a)又は(b)に定める場合に従い、当該(a)又は(b)に定める事項に該当すること。

(a) 甲が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合

当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものであること。

(b) 甲が前号 c に規定する合意を行った場合

当該再建計画が、前号 c に規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること。

b 当該再建計画に次の(a)及び(b)に掲げる事項が記載されていること。

(a) 当該上場有価証券の全部を消却するものでないこと。

(b) 前 a の(a)に規定する見込みがある旨及びその理由又は同(b)に規定する合意がなされていること及びそれを証する内容

c 当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されているなど公益又は投資者保護の観点から適当でないと認められるものでないこと。

⑤ 事業活動の停止

甲が事業活動を停止した場合(甲及びその連結子会社の事業活動が停止されたと乙が認めた場合をいう)又はこれに準ずる状態になった場合。

なお、これに準ずる状態になった場合とは、次の a から c までに掲げる場合その他甲が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合と乙が認めた場合をいうものとし、当該 a から c までに掲げる場合には当該 a から c までに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。

a 甲が、合併により解散する場合のうち、合併に際して甲の株主に対してその株券等に代わる財産の全部又は一部として次の(a)又は(b)に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の 3 日前(休業日を除外する。)の日

(a) TOKYO PRO Market の上場株券等

(b) 上場株券等が、その発行者である甲の合併による解散により上場廃止となる場合 当該合併に係る新設会社若しくは存続会社又は存続会社の親会社(当該会社が発行者である株券等を当該合併に際して交付する場合に限る)が上場申請を行い、速やかに上場される見込みのある株券等

b 甲が、前 a に規定する合併以外の合併により解散する場合は、甲から当該合併に関する株主総会(普通出資者総会を含む)の決議についての書面による報告を受けた日(当該合併について株主総会の決議による

承認を要しない場合には、取締役会の決議(委員会設置会社にあつては、執行役の決定を含む)についての書面による報告を受けた日)。

c 甲が、a 及び前bに規定する事由以外の事由により解散する場合((3) bの規定の適用を受ける場合を除く。)は、甲から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日。

⑥ 不適当な合併等

甲が非上場会社の吸収合併又はこれに類する行為(i 非上場会社を完全子会社とする株式交換、ii 会社分割による非上場会社からの事業の承継、iii 非上場会社からの事業の譲受け、iv 会社分割による他の者への事業の承継、v 他の者への事業の譲渡、vi 非上場会社との業務上の提携、vii 第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、viii その他非上場会社の吸収合併又はこれら i からviiまでと同等の効果をもたらすと認められる行為)を行った場合で、当該上場会社が実質的な存続会社でないと乙が認めた場合。

⑦ 支配株主との取引の健全性の毀損

第三者割当により支配株主が異動した場合(当該割当により支配株主が異動した場合及び当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合)において、支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると乙が認めるとき

⑧ 有価証券報告書又は四半期報告書ならびに発行者情報等の提出遅延

甲が提出の義務を有する有価証券報告書又は四半期報告書ならびに発行者情報等につき、法令及び上場規程等に定める期間内に提出しなかった場合で、乙がその遅延理由が適切でないと判断した場合

⑨ 虚偽記載又は不適正意見等

次の a 又は b に該当する場合

a 甲が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合

b 甲の財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって、監査報告書については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨(天災地変等、甲の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く。以下この b において同じ。)が記載され、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合

⑩ 法令違反及び上場規程違反等

甲が重大な法令違反又は上場規程に関する重大な違反を行った場合。

⑪ 株式事務代行機関への委託

甲が株式事務を(株)東京証券取引所の承認する株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなることが確実となった場合。

⑫ 株式の譲渡制限

甲が当該銘柄に係る株式の譲渡につき制限を行うこととした場合。

⑬ 完全子会社化

甲が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合。

⑭ 指定振替機関における取扱い

甲が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合

⑮ 株主の権利の不当な制限

株主の権利内容及びその行使が不当に制限されているとして、甲が次の a から g までのいずれかに掲げる行為を行っているとして乙が認めた場合でかつ株主及び投資者の利益を侵害するおそれが大きいと乙が認める場合、その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合。

a 買収者以外の株主であることを行使又は割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買収防衛策(以下「ライツプラン」という。)のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割り当てておくものの導入(実質的に買収防衛策の発動の時点の株主に割り当てるために、導入時点において暫定的に特定の者に割り当てておく場合を除く。)

b ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動とすることができないものの導入

c 拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定(持株会社である甲の主要な事業を行っている子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式を甲以外の者を割当先として発行する場合において、

当該種類株式の発行が甲に対する買収の実現を困難にする方策であると乙が認めるときは、甲が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取り扱う。)

- d 上場株券等について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定。
- e 上場株券等より議決権の多い株式(取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において一個の議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等が上場株券等より低い株式をいう。)の発行に係る決議又は決定。
- f 議決権の比率が300%を超える第三者割当に係る決議又は決定。ただし、株主及び投資者の利益を侵害するおそれが少ないと乙が認める場合は、この限りでない。
- g 株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る決議又は決定。

⑩ 全部取得

甲が当該銘柄に係る株式の全部を取得する場合。

⑪ 反社会的勢力の関与

甲が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態がTOKYO PRO Marketに対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと乙が認めるとき。

⑫ その他

前各号のほか、公益又は投資者保護のため、乙もしくは(株)東京証券取引所が当該銘柄の上場廃止を適当と認めた場合。

<J-Adviser 契約解除に係る事前催告に関する事項>

1. いずれかの当事者が、本契約に基づく義務の履行を怠り、又は、その他本契約違反を犯した場合、相手方は、相当の期間(特段の事情のない限り1ヵ月とする。)を定めてその違反の是正又は義務の履行を書面で催告し、その催告期間内にその違反の是正又は義務の履行がなされなかったときは本契約を解除することができる。
2. 前項の定めにかかわらず、甲及び乙は、合意により本契約期間中いつでも本契約を解除することができる。また、いずれかの当事者から相手方に対し、1ヵ月前に書面で通知することにより本契約を解除することができる。
3. 契約解除する場合、特段の事情のない限り乙は、あらかじめ本契約を解除する旨を(株)東京証券取引所に通知しなければならない。

5 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中における将来に関する事項は、当中間連結会計期間の末日において当社グループが判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社グループの中間連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この中間連結財務諸表の作成にあたって、見積りが必要な事項につきましては、一定の会計基準の範囲内にて合理的な基準に基づき、会計上の見積りを行っております。これらの見積りについては、過去の実績等を勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積りによる不確実性のため、これらの見積りとは異なることがあります。

(2) 財政状態の分析

(流動資産)

当中間連結会計期間末における流動資産の残高 176,144 千円となりました。主な内訳は、現金及び預金 116,010 千円、売掛金 28,356 千円、前渡金 17,496 千円であります。

(固定資産)

当中間連結会計期間末における固定資産の残高は 194,747 千円となりました。主な内訳は、太陽光発電所建設に係る土地 30,000 千円、建設仮勘定 120,766 千円であります。

(流動負債)

当中間連結会計期間末における流動負債の残高は 118,307 千円となりました。主な内訳は、1年以内返済予定の長期借入金 49,310 千円、前受金 23,496 千円、未払費用 15,319 千円、短期借入金 15,000 千円であります。

(固定負債)

当中間連結会計期間末における固定負債の残高は 129,731 千円となりました。主な内訳は、長期借入金 128,811 千円であります。

(純資産)

当中間連結会計期間末における純資産の残高は 122,851 千円となりました。主な内訳は、資本金 35,000 千円、資本準備金 15,000 千円、繰越利益剰余金 71,261 千円であります。

(3) 経営成績の分析

「第3【事業の状況】 1【業績等の概要】 (1) 業績」に記載のとおりであります。

(4) キャッシュ・フローの分析

「第3【事業の状況】 1【業績等の概要】 (2) キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

第4【設備の状況】

1【主要な設備の状況】

当中間連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

2【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

当社グループは、再生可能エネルギー活用事業において、平成28年5月に当社子会社としてコンピュータマインドエナジー1(株)を設立し、再生可能エネルギー活用事業の新たな事業領域として、太陽光エネルギーによる発電・売電業務について取り組みを開始しております。これに伴い、当中間連結会計期間における主な設備投資は、建設仮勘定120,766千円、土地30,000千円となりました。

会社名	事業所名	セグメントの名称	設備の内容	投資予定額		資金調達方法	着手年月	完了予定年月	完成後の増加能力
				総額(千円)	既支払額(千円)				
コンピュータマインドエナジー1(株)	かつらぎソーラーパーク	再生可能エネルギー活用事業	土地 太陽光発電所	264,000	134,629	自己資金 借入金	平成28年 9月	平成29年 1月	-

(2) 重要な設備の除却等

重要な設備の除却等の予定はありません。

第5【発行者の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	発行可能株式総数(株)	未発行株式数(株)	中間連結会計期間末現在発行数(株) (平成28年9月30日)	公表日現在発行数(株) (平成28年12月27日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	1,740,000	1,290,000	450,000	450,000	東京証券取引所 TOKYO PRO Market	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株です。
計	1,740,000	1,290,000	450,000	450,000	—	—

- (注) 1. 平成27年8月17日付けの第三者割当増資により発行済株式総数は5,300株増加し、440,600株となっております。
2. 平成27年9月30日付けの第三者割当増資により発行済株式総数は9,400株増加し、450,000株となっております。

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【MSCB等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数(株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額(千円)	資本金残高(千円)	資本準備金増減額(千円)	資本準備金残高(千円)
平成27年8月17日 (注)1	5,300	440,600	1,590	32,180	1,590	12,180
平成27年9月30日 (注)2	9,400	450,000	2,820	35,000	2,820	15,000

(注) 1. 有償第三者割当

割当先 株式会社 E-Light、他個人 13名

発行価格 600円

資本組入額 300円

2. 有償第三者割当

割当先 個人 3名

発行価格 600円

資本組入額 300円

(6) 【大株主の状況】

平成 28 年 9 月 30 日

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数 に対する所有株式 数の割合(%)
竹内 次郎	川崎市中原区	289,500	64.3
松沢 献一	東京都世田谷区	36,000	8.0
東 時生	沖縄県那覇市	30,000	6.6
小木曾 有夏	東京都杉並区	24,000	5.3
黒木 誠	川崎市中原区	20,000	4.4
豊里 友樹	沖縄県浦添市	6,700	1.4
北島 金吾	川崎市中原区	5,000	1.1
株式会社 E-Light	大阪市天王寺区筆ヶ崎町 6-12-3601	2,300	0.5
秋山 健二	横浜市鶴見区	2,000	0.4
飯塚 紀夫	福井県福井市	2,000	0.4
井上 健志	埼玉県草加市	2,000	0.4
小林 朋寿	埼玉県飯能市	2,000	0.4
計	—	421,500	93.6

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成 28 年 9 月 30 日

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式 (その他)	普通株式 450,000	4,500	権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	450,000	—	—
総株主の議決権	—	4,500	—

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【株価の推移】

【最近 6 ヶ月間の月別最高・最低株価】

月別	平成 28 年 4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月
最高 (円)	—	—	600	—	—	—
最低 (円)	—	—	500	—	—	—

(注) 1. 当社は平成 28 年 6 月 23 日付けで東京証券取引所 TOKYO PRO Market に上場いたしましたので、それ以前の株価については記載していません。

2. 最高・最低株価は、東京証券取引所 TOKYO PRO Market における取引価格であります。

3. 平成 28 年 7 月以降については売買実績がないため記載していません。

3 【役員状況】

平成 28 年 6 月 30 日付けの発行者情報提出後、当発行者情報提出までの役員の異動は次のとおりであります。

(1) 新任役員

該当事項はありません。

(2) 退任役員

該当事項はありません。

(3) 役職の異動

該当事項はありません。

4 【関連当事者取引】

当中間連結会計期間（自 平成 28 年 4 月 1 日 至 平成 28 年 9 月 30 日）

1. 関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る）等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有 (被所有)割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	当中間連 結会計期 間末残高 (千円)
役員	竹内次郎	—	—	当社 代表取締役 社長	(被所有) 直接 64.3%	—	当社子会社 銀行借入に 対する債務 被保証 (注)	116,221	—	—

(注) 当社子会社は銀行借入に対して当社代表取締役社長 竹内次郎より債務保証を受けております。なお、保証料の支払は行っておりません。

第6【経理の状況】

1. 中間連結財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成11年大蔵省令第24号。以下「中間連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。
- (2) 当社の中間連結財務諸表については、(株)東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則」第116条第3項で認められた会計基準のうち、我が国において一般的に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成しております。
- (3) 当社は、前中間連結会計期間（平成27年4月1日から平成27年9月30日まで）の中間連結財務諸表を作成していないため、前中間連結会計期間に係る比較情報は記載しておりません。

2. 監査証明について

- (1) 当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき、当中間連結会計期間（平成28年4月1日から平成28年9月30日まで）の中間連結財務諸表について、リンクス有限責任監査法人による中間監査を受けております。

1 【中間連結財務諸表等】

(1) 【中間連結財務諸表】

① 【中間連結貸借対照表】

(単位：千円)

当中間連結会計期間 (平成28年9月30日)	
資産の部	
流動資産	
現金及び預金	116,010
売掛金	28,356
商品	133
前渡金	17,496
前払費用	1,642
繰延税金資産	2,977
その他	9,698
貸倒引当金	△170
流動資産合計	176,144
固定資産	
有形固定資産	
建物	2,166
車輛運搬具	3,747
工具器具備品	2,997
建設仮勘定	120,766
土地	30,000
減価償却累計額	△7,718
有形固定資産合計	151,959
無形固定資産	
電話加入権	358
ソフトウェア	461
無形固定資産合計	820
投資その他の資産	
出資金	101
保険積立金	22,914
長期前払費用	420
敷金・保証金	10,766
繰延税金資産	7,264
その他	500
投資その他の資産合計	41,967
固定資産合計	194,747
資産合計	370,891

(単位：千円)

当中間連結会計期間
(平成 28 年 9 月 30 日)

負債の部	
流動負債	
買掛金	3,996
短期借入金	15,000
1年以内返済予定の長期借入金	49,310
未払金	21
未払費用	15,319
未払法人税等	330
未払消費税等	1,703
前受金	23,496
賞与引当金	8,620
その他	510
流動負債合計	118,307
固定負債	
長期借入金	128,811
その他	920
固定負債合計	129,731
負債合計	248,039
純資産の部	
株主資本	
資本金	35,000
資本剰余金	
資本準備金	15,000
資本剰余金合計	15,000
利益剰余金	
利益準備金	1,590
その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	71,261
利益剰余金合計	72,851
株主資本合計	122,851
純資産合計	122,851
負債純資産合計	370,891

②【中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書】

【中間連結損益計算書】

(単位：千円)

	当中間連結会計期間 (自 平成 28 年 4 月 1 日 至 平成 28 年 9 月 30 日)
売上高	118,265
売上原価	103,093
売上総利益	15,171
販売費及び一般管理費	※1 43,284
営業損失(△)	△28,112
営業外収益	
受取利息・配当金	2
その他	480
営業外収益合計	483
営業外費用	
支払利息	700
その他	65
営業外費用合計	765
経常損失(△)	△28,394
税金等調整前中間純損失(△)	△28,394
法人税、住民税及び事業税	330
法人税等調整額	△4,284
法人税等合計	△3,954
中間純損失(△)	△24,440
親会社株主に帰属する 中間純損失(△)	△24,440

【中間連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	当中間連結会計期間 (自 平成 28 年 4 月 1 日 至 平成 28 年 9 月 30 日)
中間純損失 (△)	△24,440
中間包括利益	△24,440
(内訳)	
親会社株主に係る中間包括利益	△24,440
非支配株主に係る中間包括利益	—

③【中間連結株主資本等変動計算書】

当中間連結会計期間（自平成28年4月1日至平成28年9月30日）

（単位：千円）

項目	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
当期首残高	35,000	15,000	100,891	150,891
当中間期変動額				
剰余金の配当			△3,600	△3,600
親会社株主に帰属する 中間純損失（△）	—	—	△24,440	△24,440
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	—	—	—	—
当中間期変動額合計	—	—	△28,040	△28,040
当中間期末残高	35,000	15,000	72,851	122,851

項目	その他の包括利益累計額		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	その他の包括利益 累計額合計	
当期首残高	—	—	150,891
当中間期変動額			
剰余金の配当	—	—	△3,600
親会社株主に帰属する 中間純損失（△）	—	—	△24,440
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	—	—	—
当中間期変動額合計	—	—	△28,040
当中間期末残高	—	—	122,851

④【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

当中間連結会計期間	
(自 平成 28 年 4 月 1 日	
至 平成 28 年 9 月 30 日)	
営業活動によるキャッシュ・フロー	
税金等調整前中間純損失 (△)	△28,394
減価償却費	304
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	△598
受取利息及び受取配当金	△2
支払利息	700
売上債権の増減額 (△は増加)	99,714
たな卸資産の増減額 (△は増加)	22
前渡金の増減額 (△は増加)	△14,496
前払費用の増加額 (△は増加)	93
未収入金の増加額 (△は増加)	511
その他流動資産の増減額 (△は増加)	△6,341
仕入債務の増減額 (△は減少)	335
未払費用の増減額 (△は減少)	△4,998
前受金の増減額 (△は減少)	23,496
賞与引当金の増減額 (△は減少)	△2,380
その他流動負債の増減額 (△は減少)	△903
小計	67,063
利息及び配当金の受取額	2
利息の支払額	△700
法人税等の支払額	△270
営業活動によるキャッシュ・フロー	66,095
投資活動によるキャッシュ・フロー	
土地の取得による支出	△30,000
有形固定資産の取得による支出	△120,766
保険積立金の支出	△1,781
その他	94
投資活動によるキャッシュ・フロー	△152,453
財務活動によるキャッシュ・フロー	
短期借入金の返済による支出	△85,000
長期借入金による収入	155,821
配当金の支払額	△3,600
財務活動によるキャッシュ・フロー	67,221
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△19,137
現金及び現金同等物の期首残高	135,148
現金及び現金同等物の期末残高	※1 116,010

【注記事項】

(中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

すべての子会社を連結しております。

連結子会社の数 1社

連結子会社の名称

コンピュータマインドエナジー1(株)

2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3. 連結子会社の中間決算日等に関する事項

連結子会社の中間決算日は、中間連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1)重要な資産の評価基準及び評価方法

仕掛品

個別法による原価法を採用しております。

(2)重要な減価償却資産の減価償却方法

①有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物附属設備 10年

車輛運搬具 6年

工具器具備品 4～6年

②無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

③リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3)重要な引当金の計上基準

①貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため一般債権については、法人税法の規定による税法限度額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

②賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込み額に基づき、当期に対応する金額を計上しております。

(4)収益及び費用の計上基準

完成工事高の計上基準

工事進行基準によっております。

(5)中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか

負わない取引日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(6) その他中間連結財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっており、資産に係る控除対象外消費税及び地方消費税は、当中間連結会計期間の費用として処理しております。

会計方針の変更

(平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用)

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第32号 平成28年6月17日)を当中間連結会計期間に適用し、平成28年4月1日以後に取得する建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

なお、当中間連結会計期間において、中間連結財務諸表への影響額はありません。

(中間連結貸借対照表関係)

該当事項はありません。

(中間連結損益計算書関係)

※1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	当中間連結会計期間 (自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日)
管理諸費	13,685千円
役員報酬	10,179千円
給与手当	5,459千円
保険料	2,531千円
旅費交通費	1,708千円

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

当中間連結会計期間 (自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当中間連結会計年度 期首(株)	増加(株)	減少(株)	当中間連結会計 期間末(株)
発行済株式 普通株式	450,000	—	—	450,000
合計	450,000	—	—	450,000

2. 自己株式の種類及び株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成28年6月27日 定時株主総会	普通株式	3,600	8.0	平成28年3月31日	平成28年6月28日

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※1 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりです。

	当中間連結会計期間 (自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日)
現金及び預金	116,010千円
現金及び預金同等物	116,010千円

(リース取引関係)

当中間連結会計期間 (自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日)

内容の重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(金融商品関係)

金融商品の時価等に関する事項

中間連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

当中間連結会計期間（平成 28 年 9 月 30 日）

	中間連結貸借対照表 計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1)現金及び預金	116,010	116,010	—
(2)売掛金	28,356	28,356	—
資産計	144,366	144,366	—
(1)買掛金	3,996	3,996	—
(2)未払金	21	21	—
(3)短期借入金	15,000	15,000	—
(4)長期借入金（1年内返済予定を含む）	178,121	176,566	△1,554
負債計	197,139	195,584	△1,554

(注1) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資産

(1)現金及び預金、(2)売掛金

短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負債

(1)買掛金、(2)未払金、(3)短期借入金

短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4)長期借入金（1年内返済予定を含む）

長期借入金の時価は、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(有価証券関係)

当中間連結会計期間(自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日)
該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

当中間連結会計期間(自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日)
該当事項はありません。

(退職給付関係)

当中間連結会計期間(自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日)
該当事項はありません。

(ストックオプション等関係)

当中間連結会計期間(自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日)
該当事項はありません。

(持分法損益等)

当中間連結会計期間(自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日)
該当事項はありません。

(企業結合等関係)

当中間連結会計期間(自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日)
該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

当中間連結会計期間(自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日)
該当事項はありません。

(賃貸等不動産関係)

当中間連結会計期間(自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日)
該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

したがって、「IT関連事業」と「再生可能エネルギー活用事業」の2つを報告セグメントとしております。

各セグメントに属するサービスの内容は以下のとおりであります。

事業区分	属するサービスの内容
IT関連事業	システム開発事業、運用支援事業、日本語資源開発事業、その他事業（パソコン教室業務）
再生可能エネルギー活用事業	再生可能エネルギー活用事業

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と同一であります。

報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、その他の項目の金額に関する情報

当中間連結会計期間（自 平成 28 年 4 月 1 日 至 平成 28 年 9 月 30 日）

(単位：千円)

	報告セグメント			調整額 (注) 1	中間連結 財務諸表 計上額 (注) 2
	IT関連事業	再生可能エネルギー 活用事業	計		
売上高					
外部顧客への売上高	118,265	—	118,265	—	118,265
セグメント間の内部売上高 又は振替高	—	—	—	—	—
計	118,265	—	118,265	—	118,265
セグメント利益	12,971	△2,366	10,604	△38,717	△28,112
セグメント資産	48,789	150,833	199,623	171,268	370,891
その他の項目					
減価償却費	46	—	46	257	304

(注) 1. 調整額は、以下のとおりであります。

- (1) セグメント利益の調整額は、各報告セグメントに配分していない全社費用であります。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。
- (2) セグメント資産の調整額は、報告セグメントに帰属しない当社グループでの現金及び預金並びに管理部門に係る資産であります。
- (3) 減価償却費の調整額は、全社資産に係る減価償却費であります。

2. セグメント利益は、営業利益ベースの数値であります。

【関連情報】

当中間連結会計期間（自 平成 28 年 4 月 1 日 至 平成 28 年 9 月 30 日）

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が中間連結損益計算書の売上高の 90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間連結貸借対照表の有形固定資産の金額の 90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

顧客の名称又は氏名	売上高（千円）
NECソリューションイノベータ(株)	75,052
日本電気(株)	18,871

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

当中間連結会計期間（自 平成 28 年 4 月 1 日 至 平成 28 年 9 月 30 日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

当中間連結会計期間（自 平成 28 年 4 月 1 日 至 平成 28 年 9 月 30 日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

当中間連結会計期間（自 平成 28 年 4 月 1 日 至 平成 28 年 9 月 30 日）

該当事項はありません。

(1 株当たり情報)

	当中間連結会計期間 (自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日)
1株当たり純資産額	273円00銭
1株当たり中間純損失(△)	△54円31銭

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、新株予約権が存在しないため記載しておりません。

2. 1株当たり中間純利益金額又は中間純損失金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当中間連結会計期間 (自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日)
親会社株主に帰属する中間純損失(△) 金額(千円)	△24,440
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する中間 純損失(△)金額(千円)	△24,440
期中平均株式数(株)	450,000

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

(2) 【その他】

該当事項はありません。

第7【外国為替相場の推移】

該当事項はありません。

第8【発行者の株式事務の概要】

事業年度	毎年4月1日から翌年3月31日まで
定時株主総会	毎年6月
基準日	毎年3月31日
株券の種類	—
剰余金の配当の基準日	毎年3月31日
1単元の株式数	100株
株式の名義書換え	
取扱場所	東京都中央区日本橋茅場町一丁目2番4号日本証券代行株式会社 本店
株主名簿管理人	東京都中央区日本橋茅場町一丁目2番4号日本証券代行株式会社
取次所	日本証券代行株式会社 本支店
名義書換手数料	無料
新券交付手数料	該当事項はありません。
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都中央区日本橋茅場町一丁目2番4号日本証券代行株式会社 本店
株主名簿管理人	東京都中央区日本橋茅場町一丁目2番4号日本証券代行株式会社
取次所	日本証券代行株式会社 本支店
買取手数料	無料
公告掲載方法	電子公告により行います。ただし、事故その他やむを得ない場合によって電子公告による公告をすることが出来ない場合は、日本経済新聞に掲載を行います。 http://www.cmind.co.jp/
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨を定款に定めております。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

第二部【特別情報】

第1【外部専門家の同意】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書


平成28年12月26日

コンピュータマインド株式会社
取締役会 御中

リンクス有限責任監査法人


指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

船津 隆夫 

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

金沢 修 

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第128条第3項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているコンピュータマインド株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（平成28年4月1日から平成28年9月30日まで）に係る中間て連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結株主資本等変動計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書、中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について中間監査を行った。

中間連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の

実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間連結財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、コンピュータマインド株式会社及び連結子会社の平成28年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（平成28年4月1日から平成28年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上